

市民が一体となり 住みよい まちづくりを進めるために



自治基本条例って何？

「自治基本条例」とは、これからの大田原市を築いていくために、市民・議会・市長等が一体となり、まちづくりを進めていくための基本ルールです。

自治基本条例ってなぜ必要なの？

少子高齢化が進み、ライフスタイルがますます多様化する中、子育て支援や高齢者の見守り、防犯や防災など、様々な分野で行政サービスへの市民ニーズが高まっています。

しかし、自治体の財政状況は厳しく、すべての市民ニーズに応えることは困難な状況となっています。

一方、地域では、NPOやボランティアなどによる活動が活発になっており、まちづくりの新たな担い手へと成長しています。

また、地方分権の進展により、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められることとなりました。

このような状況を踏まえ、自立した市政運営や市民参加、協働による市政運営を行っていくためには、まちづくりや市政運営の基本ルールを定める「自治基本条例」が必要となります。

どうやって制定されたの？

平成24年度から自治基本条例の制定に取り組み、市民検討委員会での議論やパブリックコメントなどの市民の皆さんとの意見を踏まえ、平成26年4月1日に施行しました。

市民の権利、役割と責務(第5条) 《市民として自覚しておくべきこと》

- 市民は、市民として尊重され、快適な環境で安全で安心して生活を営む権利があります。
- 市民は、市政に参加する権利と平等に行行政サービスを受ける権利があります。
- 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための公共的活動に取り組むよう努めるものとします。
- 市民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自ら自治組織の活動に参加し、相互に助け合い、地域課題の解決に努めるものとします。
- 市民は、市政に参加するときは、自らの発言及び行動に責任をもつとともに、相互に尊重しなければなりません。



議会の役割と責務(第6条) 《市民のための議会とは》

- 議会は、市政運営を監視し、または政策を立案・提言するとともに公正で透明な、開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。
- 議会は、市民全体の代表者として、公正・誠実に議員活動を行うものとします。



市長等の役割と責務(第7条) 《市民のために働く役所とは》

- 市長は、本市を代表し、公正かつ誠実に総合的に市政を運営するものとします。
- 市長等は、誠実にその権限に属する事務を遂行するとともに、市民福祉の増進を図るため、自治に寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めるものとします。
- 市長等は、市政への市民の参加を図るために環境を整備するよう努めるものとします。



自治のあるべき姿の実現に向けて

自治推進の基本原則(第4条)

◆市民参加

市民が市政に参加する機会を保障しています



◆市民協働

自治の推進には市民、議会、市長等の連携・協力に加えて、市民同士の連携・協力が不可欠です



◆市政情報共有

市民、議会、市長等が協働のまちづくりや市政運営を進めるうえで、情報の共有は欠かすことのできない条件です



◆評価・改善

市民、議会、市長等が市役所の仕事を評価し改善することにより、よりよい市政運営が行われます

